変更理由

立地企業の要請に対応するため、南部地区において、専用埠頭計画及び水域施設計画を変更する。

１　専用埠頭計画

１－１　南部地区

立地企業の要請に対応するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深５．０ｍ　岸壁１バース　延長１４０ｍ［新規計画］

以下の既定計画を削除する。

（既定計画

水深６．７ｍ　岸壁１バース　延長１１０ｍ）

２　水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、泊地を次のとおり計画する。

２－１　泊地

南部地区

水深５．０ｍ［既設の変更計画］

（既設

航路・泊地　水深１０ｍ～１２ｍ）